

市第42号議案 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

1 提案理由

令和4年3月末で指定の期間が終了する横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 施設の概要

名称：横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター

所在地：鶴見区豊岡町28-4 ハーモニーとよおか4階

設置日：平成24年4月1日

主な事業：日常生活の支援・相談、生活情報の提供、地域交流の促進、障害福祉サービス、相談支援事業

3 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年間）

4 指定管理候補者の概要

団体名	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
所在地	泉区下飯田町355番地
代表者	理事長 佐々木 寛志
主な業務内容	・ 鶴見区及び保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの運営 ・ 横浜市多機能型拠点「こまち」の運営 ・ 障害者支援施設「よこはまりバーサイド泉」の運営 他

5 選定について

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会を設置して公募を行い、応募があった1者から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等の審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

6 指定管理者選定評価委員会

(1) 委員構成

学識経験者、精神保健福祉士、家族会、事業者団体、センター利用者の代表者で構成しました。

(2) 選定経過

時 期	内 容
令和3年3月29日	第1回選定委員会開催 (公募要項の決定等)
令和3年4月9日 ～5月10日	公募要項配布 (ウェブサイト等による公募要項等の掲載)
令和3年5月14日 ～5月20日	応募書類の受付
令和3年6月18日	第2回選定委員会開催 (面接審査、指定管理候補者の選定)